

熊本県公報

第 1 1 3 3 0 号
平成 17 年 11 月 2 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 家畜伝染病（ヨーネ病）の発生……………（畜産衛生課） 1
 - あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の変更……………（市町村総室） 1
 - 臨時種畜検査の実施……………（畜産衛生課） 1
 - 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 2
- 公 告**
- 道路の位置指定……………（建 築 課） 2
 - 開発行為工事完了……………（ " ） 2
 - 道路の位置指定……………（ " ） 3
 - 県営土地改良事業の工事完了……………（農村計画課） 3
 - 土地改良区役員の就任……………（ " ） 3
- 登 載 依 頼**
- 熊本県労働行政プラン検討委員会の第3回会議の開催……………（労働雇用課） 3
 - 教育委員会の会議の開催……………（総務広報課） 3
 - 第1回熊本県福祉有償運送運営協議会の開催……………（福祉のまちづくり課） 4
 - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………（公務員課） 5

告 示

熊本県告示第 1268 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。
平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 17 年 10 月 19 日	阿蘇郡西原村	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 1269 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨河浦町長から届出があった。
平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡河浦町大字崎津字月ヶ浦 922 の 2、922 の 1、917 の 2、917 の 1、916 の 1、916 の 2、915 の 2、914、911 の 4、911 の 3、911 の 1、909 の 4、909 の 3、909 の 2、907 の 4 に隣接する道路地先公有水面埋立地 275.72 平方メートル	天草郡河浦町大字崎津字月ヶ浦

熊本県告示第 1270 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。
平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため

- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成17年11月22日 午前10時30分から	株式会社 新興牧場 (球磨郡錦町西77)

熊本県告示第1271号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成17年11月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字崎津字藤右衛門迫212、213、217、222、224の2、226、227、229、234の2から234の4まで、字鵜渡崎235、240から242まで、245、248、249の2、字村上269の11、269の15、269の16、283の1、287、289、299、506の4、字宇土迫854、字浅り山1057、1066、1070、1074、1077から1079まで、1079の3、字中ノ迫1084、1087の2、1087の4、1181、字登り立1194・1197から1200まで・1203・1204の1（以上7筆筆界未定。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字藤右衛門迫234の3・字村上287・289（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）字浅り山1077、1078・1079・1079の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字中ノ迫1084
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第816号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成17年11月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 水俣市丸島町三丁目1番33号
- 2 築造者の氏名 永里勝喜
- 3 道路の位置 水俣市丸島町三丁目25番6及び同25番8
- 4 道路の幅員 6.17メートルから6.34メートルまで
- 5 道路の延長 39.44メートル
- 6 指定年月日 平成17年10月14日
- 7 指定番号 芦北企調第11号

熊本県公告第817号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年11月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字古閑字石井川500番1
1,654.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東野三丁目8番28号
有限会社みた商事

熊本県公告第 818 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市西間上町 1730 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社タクト九州
- 3 道路の位置 人吉市矢黒町字調練場 1911 番 2
- 4 道路の幅員 6.21 メートル
- 5 道路の延長 17.26 メートル
- 6 指定年月日 平成 17 年 10 月 17 日
- 7 指定番号 球磨企調第 16 号

熊本県公告第 819 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	岩	平成 11 年 8 月 2 日	平成 17 年 8 月 8 日	熊本県

熊本県公告第 820 号

菊池市菊池市土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	小 堀 利 弘	菊池市片角 307 - 1

登載依頼**熊本県労働行政プラン検討委員会公告第 3 号**

熊本県労働行政プラン検討委員会の第 3 回の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県労働行政プラン検討委員会

- 1 開催日時
平成 17 年 11 月 9 日（水）
午後 3 時 00 分から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
(1) 最終案について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県労働行政プラン検討委員会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用課労働企画班）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 5224）

熊本県教育委員会公告第 108 号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成17年11月8日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県教育委員会に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の制定について
 - (2) 熊本県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について
 - (3) 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
 - (4) 教育功労表彰について
 - (5) 平成18年度県立特殊教育諸学校高等部等の募集定員について
 - (6) 文化財の県指定について
 - (7) 平成18年度教職員異動方針について
 - (8) 熊本県県立高等学校教育整備推進協議会第8回会議について
 - (9) 義務教育費国庫負担金制度に係る中央教育審議会答申について
 - (10) 第60回国民体育大会秋季大会熊本県選手団成績について
 - (11) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096 - 333 - 2675)

熊本県福祉有償運送運営協議会公告第1号

第1回熊本県福祉有償運送運営協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成17年11月2日

熊本県福祉有償運送運営協議会

- 1 開催日時
平成17年11月8日（火）
午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 福祉有償運送制度について
 - (2) 自家用自動車有償運送許可申請について
 - (3) 今後のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付の上、熊本県福祉有償運送運営協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県福祉有償運送運営協議会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課まちづくり推進班)
(電話 096 - 333 - 2202)
(ファックス 096 - 387 - 5992)

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 11 月 2 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 40 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中岱明町、横島町及び天水町の項を削り、同表玉東町の項中「玉東町」を「(玉名郡)玉東町」に改め、同表小国町の項中

町長部局	本庁 老人ホーム 保育園 小国学園 在宅介護支援センター	課長 審議員 施設長 園長 園長 施設長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 校長 教頭 校長 教頭

」を

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 老人ホーム 保育園 小国学園	行政経営局長 課長 チームリーダー 施設長 園長 園長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 チームリーダー 校長 教頭 校長 教頭
監査委員事務局		局長
農業委員会事務局		局長

」に改める。

別表一部事務組合の表宮原町及び八代市中学校組合の項中「宮原町及び八代市中学校組合」を「氷川町及び八代市中学校組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

